

(参考)試験操業海域の変遷

- 福島県によるモニタリング検査で、放射性セシウムが基準値以下の状態が一定期間続いていることを確認した上で、放射性物質の値が低い海域・種について順次、漁業種類、対象種、海域を拡大しつつ、試験的な操業・販売を実施。

試験操業における漁業種類別漁場拡大の経過

漁法	魚種	承認月日	相双地区	いわき地区	備考
底びき網	ミズダコ等	H24.6.18	①	—	
		H24.10.19	①～②	—	
		H25.2.18	①～③	—	
		H25.5.24	①～④	—	
		H25.8.28	①～④	⑤	
		H25.12.25	①～⑥		南北漁場の統合
		H26.8.25	⑦		
沖合タコカゴ	ミズダコ等	H24.7.12	①	—	
		H25.6.24	①、②の内ロラン2400以北	—	
		H26.5.29	①～⑥の内北緯37度18.9分以北	—	
船びき網	コウナゴ	H25.3.27	A	—	
	シラス	H26.2.25	A	B	
固定式さし網	イシカワシラウオ	H26.2.25	A	B	
	ヒラツメガニ等	H26.5.29	—	B	
沿岸カゴ	ヒラツメガニ等	H26.5.29	—	B	
潜水	アワビ	H26.4.25	—	B	
貝桁網	ホッキガイ	H26.5.29	—	B	
流し網	マイワシ等	H26.5.29	第一原発半径20kmを除く北緯37度10.8分以北	—	

「食べて応援しよう！」～被災地産食品の利用・販売を推進しています。

MAFF

- 「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、生産者、消費者等の団体や食品産業事業者等、多様な関係者の協力を得て、被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の取組を推進。(23年4月～)
- 農林水産省・経済産業省の連名で流通業界団体、経済団体に対し、工芸品を含めた被災地産品の販売促進を依頼する文書を発出。(24年8月、25年6月)
- また、食品産業団体、都道府県、大学等に対しても、依頼文書を発出。(24年8月、25年6月、26年8月)
- 全府省庁の食堂・売店において、積極的に被災地産食品を利用・販売。
- 福島県産農産物等については、産地と連携しつつ出荷時期に合わせて効果的にPRを行う取組を支援。

【残された課題】 今後とも、消費者庁等との連携を強化しつつ、被災地産食品の利用・販売を一層推進。



「食べて応援しよう！」とは、被災地やその周辺地域で生産・製造されている農林水産物・食品（被災地産食品）を積極的に消費することで被災地の復興を応援する運動



これまでの取組：
うち被災地産食品販売フェア等：
社内食堂等での食材利用：
(23年4月～26年9月までの間)

970件
696件
181件



喜多方観光物産展in札幌
(26年9月 北海道)



民間団体による「東北復興支援販売会」
(25年11月 東京都)



合同庁舎食堂にて被災地産食品を利用したメニューを提供(26年7月 岡山県)



セブン&アイホールディングスによる「東北かけはしプロジェクト」(26年7月)

円滑に賠償金が支払われるよう、東京電力に対して働きかけをしています。

MAFF

- 農林水産省では、農林水産関係の被害者の早期救済の観点から、原発事故連絡会議をこれまでに12回開催するなど、東京電力に対し、中間指針等に基づく賠償金の早期支払いを求めているところ。
- 農林水産関係では26年9月30日までに、合計 約6,472億円の請求に対し、約5,946億円を支払い(約92%)※。

※ 26年9月30日現在、農林漁業者等の請求・支払い状況について、関係団体等からの聞き取りにより把握できたもの。

【残された課題】被害者等と東京電力が協議中の事項について、東京電力に適切に対応するよう働きかけ。

中間指針の概要(農林漁業等に関する主な内容)

政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害

○農林水産物・食品の出荷・作付・その他の生産・製造・流通に関する制限及び検査について、①政府による指示等、②地方公共団体が合理的理由に基づき行うもの、③地方公共団体が関与し、生産者団体が合理的理由に基づき行うもの、に伴う農林漁業者その他の指示等対象者の損害(減収・追加的費用等)は対象

いわゆる風評被害

原則として事故と相当因果関係がある損害として、以下の類型を記載。

○農林漁業

【農産物(茶・畜産物を除き、食用に限る)】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、岩手、宮城 【茶】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡、宮城、東京

【林産物(食用に限る)】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡、広島(ただし、広島はしいたけのみ)

【畜産物(食用に限る)】福島、茨城、栃木、岩手、宮城、群馬(ただし、岩手、宮城、群馬は牛乳・乳製品のみ)

【牛肉(セシウム汚染牛肉関係)】北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根

(他の都道府県で同様の状況が確認された場合は同様に扱われるべき旨を記載)

【水産物(食用・餌料用に限る)】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、北海道、青森、岩手、宮城

【花】福島、茨城、栃木 【家畜の飼料及び薪・木炭】福島、岩手、宮城、栃木 【家畜排せつ物を原料とする堆肥】福島、岩手、宮城、茨城、栃木、千葉

【その他の農林水産物】福島

○農産物加工・食品製造業

○農林水産物・食品の流通業

○輸出

※1 中間指針に示されなかったものが直ちに賠償対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて、相当因果関係のある損害として賠償の対象と認められ得る。

※2 出荷制限指示等に係る損害、いわゆる風評被害に係る損害(斜体字以外)については、中間指針(平成23年8月5日)で記載。

※3 いわゆる風評被害(斜体字)については、中間指針第三次追補(平成25年1月30日)で追加。

原発事故連絡会議の開催

農林水産業及び食品産業等に係る原子力損害賠償請求を円滑に進めるために、関係都道府県、関係団体等からなる「東京電力福島原子力発電所事故に係る連絡会議」を設置(H23.4.13)。これまでに、計12回開催し、原子力損害賠償に関する最新の関連情報を農林漁業者及び食品産業等の方々に提供。

原発事故による諸外国の食品等の輸入規制の動き

MAFF

- 我が国の主な輸出先国・地域においては、原発事故に伴い、福島県他の一定地域からの日本産農林水産物・食品の輸入規制を維持、強化(韓国)。
- 現在、香港、台湾、中国及び韓国に対し、重点的に規制撤廃を申し入れ中。

【残された課題】 規制を行っている主な輸出先国である香港、台湾、中国及び韓国に対し、働きかけを行っていくこと。

○主な輸出先国の輸入停止措置の例 (平成26年9月30日現在)

輸出先国・地域	輸出額 (平成25年) ※括弧内は 輸出額に占 める割合	輸入停止措置対象県	輸入停止品目
香港	1,250億円 (23%)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク
米国	819億円 (16%)	日本国内で出荷制限措置がとられた都県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
台湾	735億円 (13%)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての食品
中国	508億円 (9%)	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、 東京、新潟、長野	全ての食品、飼料
韓国	373億円 (7%)	日本国内で出荷制限措置がとられた都県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
		青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、 千葉	全ての水産物

(*) 中国については、「10都県以外」の「野菜、果実、乳、茶葉等」については、放射性物質検査証明書の添付による輸入が認められているが、
証明書の様式が合意されていないため実質上輸入停止。

原発事故による諸外国の食品等の輸入規制緩和の概要

MAFF

○原発事故に伴い諸外国・地域において強化された輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、マレーシア、ベトナムの輸入規制の解除等、徐々にではあるが、規制緩和・撤廃される動き。

【残された課題】 輸入規制を維持している諸外国等に対して、関係省庁等と連携して、我が国がとっている措置や検査結果のデータの正確な情報提供等をもとに、引き続き規制緩和・撤廃にむけて働きかけを行っていくこと。

規制措置が完全撤廃された例

解除された年月	国名
平成23年6月	カナダ
〃	ミャンマー
平成23年7月	セルビア
平成23年9月	チリ
平成24年1月	メキシコ
平成24年4月	ペルー
平成24年6月	ギニア
平成24年7月	ニュージーランド
平成24年8月	コロンビア
平成25年3月	マレーシア
平成25年4月	エクアドル
平成25年9月	ベトナム
平成26年1月	オーストラリア

最近の輸入規制緩和の例

1. EUの例(平成26年4月1日施行)

検査証明書の対象都県と対象品目が全体として縮小されるとともに、EU通関時に求められていたモニタリング検査が緩和される等。

【改正前】

産地	対象品目
福島県	すべての食品及び飼料
青森県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県	きのこ類
岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	野菜、果実、茶、畜産物、きのこ類、山菜、水産物、大豆、米、そば

【改正後】

産地	対象品目
福島県	すべての食品及び飼料
青森県、山梨県、 長野県 、新潟県、静岡県	きのこ類
秋田県、山形県、長野県	きのこ類、山菜
岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県	野菜、果実、茶、畜産物 、きのこ類、山菜、水産物、大豆、米、そば

2. シンガポールの例(平成26年7月1日施行)

【改正前】

輸入停止	福島県	食肉、牛乳・乳製品、卵、野菜・果物とその加工品、緑茶及びその製品、水産物
放射性物質検査証明書	茨城県、栃木県、群馬県	食肉、牛乳・乳製品、野菜・果物とその加工品、水産物
	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	野菜・果物とその加工品
	茨城県	卵
	静岡県	緑茶及びその製品

【改正後】

輸入停止	福島県の林産物及び水産物。また、避難指示区域が含まれる市町村の全食品。	
放射性物質検査証明書	茨城県、栃木県、群馬県	林産物、水産物

(※)シンガポールの規制品目について、規制対象となっていない都道府県については、産地証明書を要求。